

誓 約 書

指定下水道工事店申請者及びその役員は、草津市指定下水道工事店規程（平成26年上下水管規程第7号）第2条第4号から第9号までの各号に適合していることを誓約します。

年 月 日

申請者 氏名又は名称

住所

代表者氏名

草津市長 様

草津市指定下水道工事店規程（平成26年上下水管規程7号） 抜粋

（指定工事店の資格）

第2条 条例第4条で規定する排水設備工事（以下「排水設備工事」という。）を施行することができる者は、次に掲げる要件に適合しているものとし、市長はこれを指定工事店として指定するものとする。

- (1) 公益財団法人滋賀県建設技術センターに登録された下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）が1人以上専属していること。
- (2) 排水設備工事の施行に必要な設備および器材を有していること。
- (3) 滋賀県内に営業所があること。
- (4) 経営者（法人にあつては代表者。次号、第6号、第8号および次条第1号において同じ。）が精神の機能の障害により下水道工事の事業を適正に行うにあたって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。
- (5) 経営者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (6) 経営者が責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない者でないこと。
- (7) 指定工事店が、第10条第2項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過していないものでないこと。
- (8) 経営者がその業務に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がないこと。
- (9) 法人において、その役員は第4号から第8号までのいずれにも該当するものであること。

2 前項第7号の規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号に規定する期間内において、個人または法人の代表者として指定工事店の指定を受けることができない。